

平成30年度事業計画

1 権利者調査業務の受託推進

当協会は、これまで嘱託登記の受託に主力を注いでまいりましたが、昨今の所有者不明土地問題、空き家問題につき、権利者調査業務の受託を積極的に推進していきます。

当協会が嘱託登記を前提としない権利者調査業務を受託できるかは、一昨年法務省民事局1課より口頭で可能である旨の回答が出されております。昨年5月には、地方自治体からの委託による相続人調査等について、戸籍等1号職務上請求の使用が可能となったことは周知のとおりです。

2 紹介業務の確立

昨今の官公署の用地取得等において、不在者財産管理人制度、相続財産管理人制度を活用する事例が増えています。また、所有者不明土地問題の関連法案として、市区町村長にこれら財産管理人の選任申立権限を付与するとの情報も寄せられております。

また、近年の超高齢化社会を反映して、官公署より成年後見制度に関する質問も増えてきています。

当協会としては、上記官公署の負託に応えるべく、各財産管理人や成年後見人等の選任申立書作成、財産管理人、成年後見人の就任要請に対して、神奈川県司法書士会、成年後見センター・リーガルサポートの協力を得ながら実務に精通した司法書士を紹介する事業体制を構築していきます。

3 新たな公益サービス事業の検討・財務体質の改善

これまで、当協会は官公署との信頼性を活かして、入札になじまない処理困難事件の随意契約を重要視してきました。公益事業会計が本年度で終了する中、これまで実施してきた無料電話・出張相談を結実させ、次年度に向けた新たな官公署向け公益サービス事業を検討します。

そして、官公署向け公益サービス事業を継続していけるだけの財務基盤の確立、経費の見直しを行います。

具体的な活動方針

- (1) 新規案件の受託体制の確立
 - ① 権利者調査の受託
 - ② 裁判書類作成業務、財産管理業務における紹介事業の整備

- (2) 継続事業案件の適正、迅速な処理
 - ① 狭あい道路、未登記道路の嘱託登記の受託
 - ② 都市再開発、区画整理に伴う嘱託登記の受託
 - ③ 独立行政法人等の組織再編に伴う承継嘱託登記の受託
 - ④ 県市町村の買収に伴う嘱託登記の受託

- (3) 研究・研修活動
 - ① 研修事業委員会を発展的に解消し、公益事業委員会、業務開発委員会主催の定期的な研修会、勉強会の開催
 - ② 未登記問題研究会への委員派遣
 - ③ 権利登記実務研究会への入会促進

- (4) 相談活動
 - ① 県市町村担当職員向け定期的電話相談・出張相談の実施
 - ② 県市町村担当職員向け公開講座の開催
 - ③ 県市町村担当職員向け啓発及び情報提供等の冊子発行
 - ④ 相談活動 P R のための活動
 - ⑤ 県市町村担当職員向け研修会への講師派遣

- (5) 本部組織の充実
 - ① 特殊事例研究
 - ② 権利者調査に関する調査マニュアルの策定
 - ③ 財務状況改善策の検討

- (6) 関連友好団体との連携と協調
 - ① (公社) 神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 - ② 全国公共嘱託登記司法書士協会協議会
 - ③ 神奈川県司法書士会
 - ④ 神奈川県司法書士政治連盟
 - ⑤ 神奈川県司法書士協同組合
 - ⑥ (公社) 成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部
 - ⑦ 神奈川青年司法書士協議会
 - ⑧ その他団体